

犀川安曇野流域関連  
松本市特定環境保全公共下水道事業変更計画書

流域関連公共下水道管理者	松 本 市 長
工 事 着 手 の 年 月 日	平成 6 年 2 月 24 日
工事完成の予定年月日	平成 35 年 3 月 31 日 令和 11 年 3 月 31 日

第1表

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書(汚水)					
予定処理区域 の面積	約 374ヘクタール 約 383ヘクタール	予定処理区域 内の地名	長野県松本市梓川 「区域は下水道計画一般図表示のとおり」		
処理分区の名称	面積 (ヘクタール)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域下 水道の幹線名	適 要
梓川第1 処理分区	89 92	梓-1	松本市梓川梓	豊科梓川幹線	
梓川第2 処理分区	24 24	梓-2	松本市梓川梓	豊科梓川幹線	
梓川第3 処理分区	25 25	梓-3	松本市梓川倭	豊科梓川幹線	
梓川第4 処理分区	88 89	梓-4	松本市梓川倭	豊科梓川幹線	
梓川第5 処理分区	17 17	梓-5	松本市梓川倭	豊科梓川幹線	
梓川第6 処理分区	132 136	梓-6	松本市梓川倭	豊科梓川幹線	

第3表

管 渠 調 書 ( 汚 水 )				
処 理 分 区 の 名 称	主 要 な 管 渠 の 内 の り 寸 法 ( 単 位 ミ リ メ ー ト ル )	延 長 ( 単 位 メ ー ト ル )	点 検 箇 所 の 数	摘 要
梓川第1処理分区	○200~250	4,960	-	
梓川第4処理分区	○200~300	3,250	-	
梓川第6処理分区	○200~300	3,640	-	
合 計	○200~300 ○200~800	11,850	-	

5. 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

5.1. 流域関連特定環境保全公共下水道事業に関する財政計画書

上段: 前回  
下段: 今回

年次	イ 経費の部(百万円)								
	建設改良費				起債元利償還金	維持管理費	流域下水道維持管理負担金	その他	合計
	管渠	ポンプ場	流域下水道建設分担金	計					
～R3	10,766.5	0.0	912.7	11,679.2	7,383.1	2,428.9	1,652.3	0.0	23,143.5
	10,796.7	0.0	906.8	11,703.5	7,256.4	3,035.9	1,652.3	0.0	23,648.1
R4	0.0	0.0	12.2	12.2	392.5	31.2	109.4	0.0	545.3
	1.7	0.0	9.1	10.8	339.0	115.3	109.4	0.0	574.4
R5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1.3	0.0	9.2	10.5	343.1	125.3	109.4	0.0	588.2
R6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1.3	0.0	22.0	23.3	340.1	116.4	109.4	0.0	589.2
R7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1.3	0.0	44.6	45.9	338.3	116.9	109.4	0.0	610.5
R8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1.3	0.0	19.3	20.6	327.9	115.1	109.4	0.0	573.0
R9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1.3	0.0	7.5	8.8	311.2	114.9	109.4	0.0	544.2
R10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1.3	0.0	9.1	10.4	286.5	116.4	109.4	0.0	522.6
合計	10,766.5	0.0	924.9	11,691.4	7,775.6	2,460.1	1,761.7	0.0	23,688.8
	10,806.2	0.0	1,027.3	11,833.6	9,542.4	3,856.0	2,418.1	0.0	27,650.1

上段: 前回  
下段: 今回

年次	ロ 財源の部(百万円)										
	建設改良費					維持管理費および起債元利償還費					合計
	国費	起債	他会計繰入金	受益者負担金	その他	計	使用料	他会計繰入金	その他	計	
～R3	2,936.9	7,803.2	622.1	317.0	0.0	11,679.2	3,606.3	6,062.7	1,795.3	11,464.3	23,143.5
	2,963.9	7,762.9	659.7	317.0	0.0	11,703.5	4,090.0	6,262.2	1,592.4	11,944.6	23,648.1
R4	0.0	12.2	0.0	0.0	0.0	12.2	215.5	317.6	0.0	533.1	545.3
	0.0	5.5	5.3	0.0	0.0	10.8	229.8	333.8	0.0	563.6	574.4
R5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	5.6	4.9	0.0	0.0	10.5	229.8	348.0	0.0	577.8	588.2
R6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	18.4	4.9	0.0	0.0	23.3	229.8	336.1	0.0	565.9	589.2
R7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	41.0	4.9	0.0	0.0	45.9	229.8	334.8	0.0	564.6	610.5
R8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	15.7	4.9	0.0	0.0	20.6	229.8	322.6	0.0	552.4	573.0
R9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	3.4	5.4	0.0	0.0	8.8	229.8	305.7	0.0	535.5	544.2
R10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	5.5	4.9	0.0	0.0	10.4	229.8	282.5	0.0	512.2	522.6
合計	2,936.9	7,815.4	622.1	317.0	0.0	11,691.4	3,821.8	6,380.3	1,795.3	11,997.4	23,688.8
	2,963.9	7,858.0	694.7	317.0	0.0	11,833.6	5,698.5	8,525.6	1,592.4	15,816.6	27,650.1

下水道使用料  
※関連事項

接続率:92.8%(令和3年度:現況)→94.5%(令和10年度:最終年度)  
・今後接続率100%を最終目標として、職員による戸別訪問やはがきによる啓発活動、広報、ホームページを通じてPRを継続していく。

その他講じる対策  
・本市の下水道事業は、地方公営企業法を適用しており、経営状況は黒字経営であり、健全な下水道経営が行われている。今後、社会経済情勢の変化、改築更新事業費の見直しから、下水道使用料の改定が必要となった場合は、検討、改定を行っていく。

6. その他の書類

設備の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針

(様式1) 施設の設置に関する方針

主要施策	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 (R2)	中期目標 (R10)	長期目標 (R27)			
汚水処理	下水道処理 人口普及率	<b>【梓川地区】</b> 処理人口 12,540人 行政人口 12,554人 普及率 99.9%	<b>【梓川地区】</b> 処理人口 12,265人 行政人口 12,279人 普及率 99.9%	<b>【梓川地区】</b> 処理人口 11,473人 行政人口 11,486人 普及率 99.9% <b>【波田地区】</b> 処理人口 14,086人 行政人口 14,213人 普及率 99.1% <b>【市全体】</b> 処理人口 210,719人 行政人口 217,970人 普及率 96.7%	長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想に基づいて、松本市梓川地区の下水道整備は、概成しており、今後は、他処理区を含め、管理運営を主体に持続的な下水道経営に努める方針である。		
耐水化	該当なし						
耐震化	災害時における機能確保率	重要な幹線等	梓川処理区は非液状化地盤（PL値5以下）であり、管渠は小口径のみであるため対象外とする。				

(様式 2) 施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検調査の計画
管路施設	全ての管路施設の管渠、マンホール（ふたを含む）を対象に、5年に一度、目視点検を実施する。また、点検の結果、異状の可能性がある箇所についてテレビカメラ等による調査を実施する。
汚水ポンプ施設	本処理区は中継ポンプ場を有さないため、該当なし。
水処理施設	本処理区は処理場を有さないため、該当なし。
汚泥処理施設	本処理区は処理場を有さないため、該当なし。

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管路施設	管路施設を対象に、緊急度がⅠまたはⅡに該当する施設を修繕・改築の対象とする。
汚水ポンプ施設	本処理区は中継ポンプ場を有さないため、該当なし。
水処理施設	本処理区は処理場を有さないため、該当なし。
汚泥処理施設	本処理区は処理場を有さないため、該当なし。

iii) 改築事業の概要（令和3年度～令和10年度）

主要な施設	改築事業の概要
管路施設	来年度以降、市内の管路施設、ポンプ施設、処理施設を対象としたストックマネジメント計画を策定し、概ね、5から7年以内に改築を実施する緊急度の高い箇所を本事業計画に位置付ける予定である。
汚水ポンプ	本処理区は中継ポンプ場を有さないため、該当なし。
水処理施設	本処理区は処理場を有さないため、該当なし。
汚泥処理施設	本処理区は処理場を有さないため、該当なし。

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ね事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね 1.6 億円	概ね 100 年後	管路施設の目標耐用年数を松本市の実績より 66 年に設定する。 この場合、事業着手が平成 6 年のため、今後 100 年間の管路の改築は各路線 1 回となる。 よって、これまでの管渠事業費 107.7 億円を 66 年で除した値を管路の年あたり改築費用の試算値とする。